

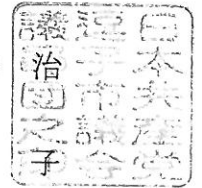
2013年10月8日

逗子市議会議長 塔 本 正 子 殿

日本共産党逗子市議会議員団

団 長 岩 室 年

橋 爪 明



### 第3回定例会の問題と今後の会議運営について

第3回定例会は、会期を9月9日から10月3日まで25日間として行われ、議案・意見書・請願・決議などを審議して閉会しました。

今定例会では、わが党と他会派の共同提案した「逗子市災害見舞金条例の一部改正」「逗子市空き家等の適正管理に関する条例の制定」「逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正する条例」の3件について審議をいただきました。今後も、政策調査に励み議員提案に努めてまいりたいと考えています。

また、決議案第5号「建築物の敷地面積の最低限度指定に関する決議」と決議案第6号「安全で快適な逗子海岸を取り戻す決議」も可決し、市議会として市長への政策的な提案ができたと考えています。

ところで、今定例会では、本会議場の運営をめぐり、一部混乱が生じたことについて、改善提案とお願いをさせていただきます。

### 君島議員の会議規則第60条と第135条違反について

10月1日本会議に上程された議員提出議案第4号「逗子市災害見舞金条例の一部改正」の委員長報告が行われた後、橋爪明子議員他1名からの修正案について、議長から「裁決」を宣告され、賛成者全員が起立した際に、君島雄一郎議員が突然、議長に対して発言の許可を求めました。それを議長が認めたことから、起立した賛成者の頭越しに、議長への質問が行われ、それに応える議長の答弁がありました。

この一連の行為は、本会議で議長から議案の表決が宣告された中で行われたものであり、君島雄一郎議員が会議規則第60条(選挙及び表決時の発言制限)の「表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない」の規定に反していることは明らかです。

また、会議規則第135条(議事妨害の禁止)の「何人も、会議中に、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない」の規定にも反するものです。

以上の問題点から、日本共産党は以下の対応を行ないました。

10月1日に予定した一般質問の終了直後に、本会議で岩室年治議員から議事進行の発言を求め、表決の宣告後に行われた君島雄一郎議員が行なった議長への質問は、

会議規則違反の疑いがあることを指摘し、その発言の精査を求めました。議長からは「休憩」が宣告され、その後、結果として、その日の夜と翌日の午前中の数時間にわたり本会議が休憩を余儀なくされました。

2日、午後から再開された本会議では、議長のもとで行っていた全国市議会議長会への照会、その回答の結果を受けたとされながら、本会議において内容が報告されることはありませんでした。また、前日からの各会派間の調整も中断したままで、本会議が再開されたことは、正副議長と各会派との信義則に反するものです。

そのため、突然の開会に驚いた岩室年治議員から、改めて議長へ質問をさせていただきました。

しかし、残念ながら議長からは、その質問に対する回答はなく、「意見を受け賜わる」と発言されて、次の日程にある「一般質問」へ議事を進行されてしまいました。このような対応は、公正公平で円満な運営ではありません。

今後、本会議においては、議長への議事進行(運営)の質問については、少なくとも議長は、その時点における判断だけは述べていただけるようにお願いします。とくに「会議規則」に関する重要な判断については、議会運営委員会へ諮問して、全会派の一致により議事を進行していただきたいことをお願いします。

## 君島議員による高谷議員へ侮辱発言取り消し措置について

10月1日、高谷清彦・加藤秀子議員が提案した議員提出議案第7号「逗子市議会議員の定数を定める条例の一部改正する条例」に対する君島雄一郎議員の討論において、発議者代表である高谷清彦議員に対する侮辱と思われる発言があり、本人から発言精査を求められ、議長が「休憩」を宣告し、その対応に当たられました。

その後、議長から君島雄一郎議員の「発言の取消し」が命じられました。その直後、岩室年治議員から議長に対し、今回の処置に対する確認のための質問をさせていただきました。

逗子市議会の先例では、「発言取消し」は本人の同意によって行われてきた経過がありました。ところが、今回は本人の同意もなく、一方的に「発言の取消し」が命じられたことは、今後の議会運営の在り方に影響を及ぼし、そして、今回の措置が地方自治法第129条に定められた議長職権であったことも懸念しております。

今後は、会議規則違反のような懲罰事犯については、議会運営委員会へ諮問していただき、議会全体で判断していくことが望ましいと考えています。

但し、今回は君島雄一郎議員の発言が、高谷清彦議員に対する侮辱にあたるものであれば適切な判断と理解しています。また、本来であれば君島雄一郎議員に対し、本会議で「陳謝」を求めるべきでありました。

## 君島議員による威圧、繰り返される暴言への嚴重注意を

今定例会の委員会において、開会中並びに休憩中を問わず、君島雄一郎議員が、わ

が党の議員や女性の同僚議員に対し、凄み、長い間睨み付けて、威圧を続け、「てめえ、おまえ」など繰り返し暴言を発したことは、同僚議員として聞くに耐えがたく、議員としての資質が問われる行為ではないでしょうか。改めて議長から厳重注意されますようお願いいたします。

君島雄一郎議員のセクシャルハラスメント発言については、前回の議長への申し入れ後、今定例会の本会議や委員会においては、その発言が控えられるようになり、我々議員は、不快な思いを受けることもなく、議長の対応には感謝申し上げます。

最後に、逗子市議会において、暴言をなくし、公平公正で円満な議会運営に努められますよう重ねてお願いいたします。

以下の要請事項について、具体的に対応されますように要請致します。

## 記

1. 本会議において、議事運営の質問に対しては、少なくとも議長のその時点における判断だけは述べていただきたい。そして、とくに発言の会議録の精査が必要な場合は、休憩をとって発言内容を確認して、今後は本会議に報告されたい。
2. 本会議において、会議規則違反に関する質問があった場合は、議会運営委員会へ諮問して、委員会の判断を尊重し、慎重な判断をされたい。
3. 君島雄一郎議員による凄む行為や不規則発言など暴言をやめるように厳重注意されたい。同時に所属会派の「無所属の会」へも要請されたい。